

議案第104号

大口町消防団条例の一部改正について

大口町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年11月29日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、成年被後見人等の権利の制限が見直され、消防団員の欠格事項から成年被後見人等を削ることにより、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町消防団条例の一部を改正する条例

大口町消防団条例（昭和51年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第2項中「又は第2号の一」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町消防団条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(欠格事項)</p> <p>第6条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p><u>(1)</u> 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者</p> <p><u>(2)</u> 第8条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p><u>(3)</u> 居住地を変更し、又は離れることにより6月以上職務に従事することができない者</p> <p><u>(4)</u> 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者</p> <p>(分限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 団員は、前条第1号に該当するに至ったときは、その身分を失う。</p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第6条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p><u>(1) 成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p><u>(2)</u> 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者</p> <p><u>(3)</u> 第8条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p><u>(4)</u> 居住地を変更し、又は離れることにより6月以上職務に従事することができない者</p> <p><u>(5)</u> 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者</p> <p>(分限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 団員は、前条第1号又は<u>第2号の一</u>に該当するに至ったときは、その身分を失う。</p>